

令和8年度公立高等学校入学者選抜についての主な変更点

A インターネット出願

- 1 学校設定検査の事前申告について、プルダウン方式による選択での入力が可能となり、また、入学願書・受検票の氏名欄には、常用している氏名・通称等を入力し、調査書等の氏名の文字との一致を求めないこととした。
- 2 第2次募集等で誓約していた内容については、インターネット出願時に、志願者が保護者と共に誓約し、在籍中学校長が承認する方法に改め、紙での提出を求めないこととした。
ただし、県外の中学生や過年度卒業生等で、中学校長の承認処理がインターネット出願のシステム上、行えない場合については、「第2次募集等に係る誓約書」と名称変更した様式16を紙で提出することとした。

B 実施要項＜様式＞

- 1 調査書の様式から、「総合的な学習の時間の記録」・「出欠の記録」・「行動の記録」・「総合所見」の欄を削除した。また、「部活動の記録」を「部活動等の記録」に変更した。
- 2 自己申告書の「欠席が多い理由」を削除し、「障害又は病気、怪我等の状況」について、志願校に申告できることとした。なお、志願者から提出された自己申告書は選抜の資料とはせず、提出されたことにより、高等学校は不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意することとした。

C 実施要項＜全般＞

- 1 銚子商業高等学校、大原高等学校及び館山総合高等学校の水産系の学科又は系列においては、入学後、保護者と同居しない場合でも、当該の学科又は系列に対する目的意識が高く、出願日までに身元引受人がいることを条件に、出願できることとした。なお、出願にあたっては、事前に出願する高等学校へ問い合わせた上で、通常の出願書類とは別に、「事情説明書」、「身元引受人承諾書」を提出することとした。
- 2 不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとし、不正行為として次のア～オを示した。
ア 他の受検者の答案をのぞいたり、受検者どうしで相談したり、疑わしい紙片を見たり投げたりすること。
イ スマートフォン等の電子機器類を検査時間中に見たり使用したりすること。
ウ 検査の実施を故意に妨害すること。
エ 他の受検者を妨害したり、他の受検者に利益を与えたりすること。
オ その他、検査の公平性を損なう行為をすること。
- 3 多古高等学校、九十九里高等学校、大原高等学校及び安房拓心高等学校の4校において、外国人の特別入学者選抜を新たに実施することとした。
また、市立松戸高等学校において、外国人の特別入学者選抜を実施する学科が普通科から国際人文科に変更となった。
- 4 日本の中学校に在籍していない者及び通訳が必要な者を対象にした「海外現地校出身者のための個別説明会」を、今年度は3回実施することとした。
- 5 選抜結果の志願者本人宛て通知については、志願者が個別に閲覧及びダウンロードできる期間を延長し、令和8年3月3日（火）午前9時から3月31日（火）までとしました。
また、公印の押印された結果通知書を必要とする場合には、志願した高等学校へ事前に連絡した上で、原則として3月24日（火）午後4時までに、「令和8年度千葉県公立高等学校入学者選抜結果について」発行願（様式25）を受検票とともに持参することとした。